

| 会 議 記 録 | | | |
|-----------|---------------------------------|-------|--------------|
| 会 議 の 名 称 | 議会改革推進特別委員会(第18回) | 会議場所 | 第3委員会室 |
| | | 担当職員 | 八木 |
| 日 時 | 平成24年10月16日(火曜日) | 開 議 | 午前 10 時 00 分 |
| | | 閉 議 | 午前 11 時 59 分 |
| 出席委員 | 藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 西口 堤 議長 欠席:吉田 | | |
| 事務局 | 今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木 | | |
| 傍聴者 | 市民 1名 | 報道関係者 | - 名 |
| | | 議員 | - 名() |

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

前回検討項目の結果確認

3 検討項目の協議について

[C - 2、定数・報酬]

<藤本委員長>

前回に引き続き、議会のあり方、役割を議論する。意見はあるか。

<西口委員>

2月の委員改選も予想されるが、本委員会として一定結論し引き継ぐべき。会議の方向性を含め、残りの期間委員会を運営していく必要がある。

<藤本委員長>

議会基本条例で議会の役割等も規定されており、それに基づき検討している。前回具体的な議論もあった。不十分であればさらに議論が必要。

<酒井委員>

基本条例第2条で議会を意思決定機関と位置付けているが、昨年江藤教授の研修では議事機関との指摘があった。議事がより重要でその視点が不足している。その点で議論を。2条の改正も含め検討を。

<藤本委員長>

基本条例第2条に疑義が提示された。定数・報酬の見直しを提案した中村委員の意見はどうか。

<中村委員>

本特別委員会で様々議論し実現した項目も多い。しかし、それらは市民に分かりにくい。傍聴も限られた者のみである。先日の全国市議会議長会研究フォーラムでは市長の記者会見、報道発表等に関わりアイデアを得た。定数・報酬について本委員会で議論が継続されているが結論が見いだせていない。定数・報酬に限定した別の特別委員会を設置して検討すべきと考える。

<藤本委員長>

別の特別委員会を設けるとの意見である。しかし、本委員会で一定の結論を出し

た後に、全体会議、幹事会、また別の特別委員会の設置を検討すべきである。

< 中村委員 >

別の特別委員会が設置されるとなれば、当然、本委員会で議論した内容はまとめられ参考にされるべきである。

< 酒井委員 >

議会の役割として地方自治法第96条で議決事件が挙げられている。議決するためには十分に審査しなくてはならない。現状では審査が不十分と考える。議会のあるべき姿を議員間で共通認識せずに定数・報酬を改めることは、議会改革でなく行政改革である。先の全国市議会議長会研究フォーラムでの江藤教授の指摘である。別の特別委員会を設置して定数・報酬を検討するならば、目的を議会改革ではなく行政改革として明確にすべき。

< 馬場委員 >

議会改革の目的は議会と市民との関係を密接ならしめることである。請願の取り扱い、議会の政策立案を考えるとまだまだ不十分。特に議会の政策立案能力は低い。本委員会で現在の議会に不足する部分等を検討する必要がある。先の全国都市問題会議では「都市の連携と新しい公共」がテーマであった。定数・報酬の削減ありきの議論はおかしい。新しい課題に対して議会が対応できるのか検討が必要。東日本大震災後、基礎自治体の役割をもう一度見直す必要がある。

< 藤本委員長 >

都市の連携と新しい公共というテーマについては議会全体で議論できる場を設ける方向も考えられる。

< 眞継委員 >

本委員会で議会のあり方、役割を根本的に議論することになった要因は、定数・報酬について明確に説明責任を果たすためである。議会基本条例に定められていることは、定数・報酬に関わらず実現させなければならない。本委員会で議論は本質まで及んでいない。例えば先の9月定例会での決算審査について細部までチェックしているとは言えない状況がある。そのような状況の改善を議論するのが本委員会である。そのような議論を経た上で定数・報酬を議論と決めた。いまだそれに至っていない。定数・報酬のみと切り離すと説明責任という点で不十分になる恐れがある。

< 藤本委員長 >

全国市議会議長会発行の市議会旬報に定数・報酬にかかる全国の状況が掲載されており参考になる。眞継委員のように議会のあり方、役割という根本的な議論を行う考え方もある。また、市議会旬報により全国の状況を参考に、本市における常任委員会の設置数、委員数等から、全国的な傾向と合わせて本市の定数・報酬を説明できるような議論も必要と考える。

基本条例第2条が不十分とする委員の意見があった。また地方自治法第96条に規定される議決事件の審査についても意見があった。基本条例第2条について考えは。

< 酒井委員 >

実際に十分な審議が行われているかを検討しなくてはならない。審議に必要な時間、作業などを把握しないと現状が適切か判断できない。従って定数・報酬も判断できない。あるべき姿、役割を明確にしないままに、定数・報酬の具体的な議論を始めても、議会改革ではなく行政改革である。拙速に結論する前に、参考人制度や公聴会制度を活用し検討してはどうか。

< 藤本委員長 >

前々回の委員会に、本市の常任委員会開催数や開催時間の資料が提示されている。常任委員会設置数の議論ならば本委員会での議論の対象となろう。

< 酒井委員 >

開催回数や時間などの数量的に表れる部分だけでなく、実際の審議の状況を考慮すべき。現在、議案は執行部の説明を受け、その場で質疑を行っているだけ。事前に調査し、質疑に値する事柄のみ質疑すべき。また、議員間での議論も不足している。現在の審議方法で要する時間等でなくあるべき審議の姿に比して検討すべき。

< 藤本委員長 >

議員が事前に調査し、議員間で議論し、それを持って執行部に質疑すべきとする意見と理解した。

< 田中副委員長 >

議案等は委員会で審査する前に提出されている。事前準備は各議員、各会派等での努力によるところが大きい。事前準備を行い委員会審査に臨むことは当然で、議員自身の自覚と変化によって対応できること。議案提案から委員会審査までの時間が不足するなら仕組みを改善することになるだろう。基本的には個人の努力に帰する意見と思えるが、具体的にはどのようなことか。

< 藤本委員長 >

活発に議員間討議を行うべきと決定している。各常任委員会の運営の課題と考えるが。

< 眞継委員 >

現在の常任委員会の審査方法で満足しているのか。

< 馬場委員 >

満足、不満足両方である。

具体的には、9月定例会での上下水道会計決算を反対した。黒字なのに値上げすることが反対の理由である。来年4月に値上げすることがすでに決定されている。議論するならば、全議員が条例上来年4月に値上げすることがどのように規定されているのか説明できる必要がある。条例の附則別表に規定されている。議会で修正が可能か議論したかった。単年度での黒字会計を評価する議論では満足したが、将来の市民生活への影響に関する議会の議論は不満足であった。個別の議案に対し、議員個人がそれぞれに思うところはあるだろう。亀岡中学校に係る契約議案もである。

また、基本条例第2条に規定する意思決定機関との規定について、どの点に疑問があるのか教示されたい。

< 藤本委員長 >

基本条例第2条に係る具体的な指摘事項は。また、上下水道事業に関わり、議会が説明できるよう勉強していく必要がある。

< 眞継委員 >

全議員が注目する議案ならば自ずと理解することができる。しかし、各常任委員会で審査している議案等について、全て市民に説明できる程度に理解できているかといえばそうではない。個人の努力による部分も大きい。全てを個人の努力の問題に帰してしまうと本委員会での議会のあり方等の本質的な議論を妨げているのではないか。議会の仕組みと個人の努力を区別する必要がある。耳目を集めない議案等がおざなりになる原因はなにか。努力が足りないと言われればそれ

までだが。しかし、仕組みとして改善する部分はないか。それらを議論するのが本委員会であるはずである。それらを実現するための定数・報酬であるはずである。現在の議会運営で十分と考えているならばそこから先の議論に進めない。

<馬場委員>

個人の努力が全てではない。26名の議員は多様な市民の意見を反映し、議会において集約している。その議員定数を減らす根拠はなく、構造改革であり、市長、副市長制度の議論まで含まれてしまうというのが酒井委員の意見である。26名では足りないという議論はされていない。30名の時は一般質問者が少なく議会は今ほど機能を発揮していなかった。しかし、現在でも議長を除く25名全員が一般質問を行うわけではなく、望ましくない状況である。それらを含めて検討すべき。

<藤本委員長>

個人が積極的に勉強することは基本。市民は議員が議会で議決した内容は全て把握していると期待している。しかし、現実には難しくだからこそ常任委員会制がとられている。また、補完するために全体会があり、議員間討議等がある。常任委員会の設置数が不足であるのか。

<堤委員>

今は何を議論しているのか。議論の対象は基本条例第2条か。

<藤本委員長>

定数・報酬を議論するにあたり、議会のあり方、役割を見直し共通認識しようとしている。議員間討議の活発化等の意見があったが、それは常任委員会の運営として対応すべきとの意見もあった。議員は市民に対して説明責任を有していることから、ピシッと説明できないと資質を問われる。現在の常任委員会設置数が不足するならば4常任委員会制に戻すのか、その場合の委員数は、また議員定数の議論にも繋がる。今議論しているのは、現在の常任委員会の運営に満足しているかどうかである。

<堤委員>

基本条例第2条の規定と議員定数の課題が関連するとのことである。地方自治の目的は時代によらず不変。しかし、議会の運営は時代に合わせるべき。市民から負託を受けた議員による議会は、理事者に対するチェック、予算を始めとする議案の可否を決定する。常任委員会数は議員定数に合わせて変更されてきた。4常任委員会制に戻れば議員定数を増やす議論も生じる。一般質問が議員の使命であるかのような意見があったがそれのみではない。日常、市民と接し、行政職員と調整し、課題を解決していくことが重要。一般質問は単なるセレモニー。市民の要望を実現させる地道な活動にこそ意味がある。

<田中副委員長>

個人の努力が全てではないことは言うまでもない。例に挙げた常任委員会での議案審査については個人の努力による部分も大きいと一般論として申し上げた。常任委員会での議論の時間が少ないとは感じている。日程に制約される部分はあるが審査は十分に行う必要がある。委員会審査の時間を多くとるべき。常任委員会は別日開催されているが。

<堤委員>

会期が定められそれに沿って議会は運営される。常任委員会については審査の予備日も設けられている。審査時間が必要ならば、予備日の活用、また会議時間の延長等も可能。必要ならば会期を延ばしてさらに委員会審査の予備日を設けるこ

とも可能。会期中の委員会の審議時間確保ならば現状で対応できるのではないか。

< 藤本委員長 >

常任委員会での議員間討議が不十分という議論がある。不十分であれば予備日の活用等で対応が可能。議長の意見はどうか。

< 木曾議長 >

本会議での一般質問より、常任委員会での議案審査がより重要であると感じている。地方自治法の改正により、常任委員会の複数所属や会期の通年化の検討が生じる。会期の関係では予算決算審議を重視した設定等も考えられる。審議を充実させる方向で検討を。

< 馬場委員 >

一般質問は議員にとって最大の武器。一般質問は公開の場で行われ公文書として残る。それを常任委員会でさらに深める。これが基本である。自分は議員5期目であるが、期を重ねると行政の仕組みが理解できる。一般質問以前に、担当へ要望を伝えると物事は進む。それはそれとして、議論は一般質問と常任委員会審査である。議会改革として位置付ける必要がある。

< 藤本委員長 >

3 常任委員会制で満足か、活発な意見が出ているか。

< 馬場委員 >

産業建設常任委員会の審査日程は極めてタイト。しかし、例えば市道認定議案に関しては、個人として書面審査により大よその位置は把握できており現地視察も割愛している。しかし、以前は現地視察していた。現地視察が必要かどうかは議論されていない。個人的には対応できるので書面によるもので済ましているが。また、以前は財産区が産業常任委員会の所管であった。常任委員会数が4から3になったことで委員会の所管が広がっている。それぞれの委員会はそれぞれに必要な審査を行っている。

< 堤委員 >

自分は政党に所属している。馬場委員も政党に所属している。国政の課題について一般質問している状況がある。自分は党の考えで一般質問したことはない。市の課題で行うべき。

< 藤本委員長 >

議員間討議の充実を議論している。常任委員会と一般質問が重要であり、それで不足するなら全体会等がある。様々な議論の場を設けられる状況はある。今の常任委員会に満足しているのか。

< 堤委員 >

基本条例第2条と現在の議論は無関係なのか。常任委員会の審査が不足しているとのことである。総務文教常任委員長を務めているが、委員会の運営において、各委員の十分な発言を促していると共に、質疑等を途中で打ち切ったことはない。審査を途中で打ち切られたと考えている議員はいるのか。時間延長や予備日の活用は可能であり、必要ならば行うべきで委員会として判断すべきこと。

< 藤本委員長 >

産業建設常任委員である西口委員の意見はどうか。

< 西口委員 >

なにに対する意見を述べるのか。定数・報酬の議論から議会のあり方の議論へと進んできたが。委員長で整理を。

< 藤本委員長 >

定数・報酬の具体的な議論を行う前に、今の議会のあり方、体制で十分であるかどうかをしっかりと見つめようと、そのうえで、亀岡にとっては常任委員会の数も含めてどれくらいが必要なのか、一番適正なのかを検討していこうということ。また、議会の内容については、まだまだ議員間討論も不十分で、活発にとの意見もあった。それは先程常任委員会で徹底してやるべきとの意見があった。それなら今の常任委員会に満足しているかの問いがあった。今の常任委員会に対する考えは、取り組みが不足するならばこちらから活発な活動を求めていきたいと考えるが。

< 西口委員 >

先ほどの眞継委員の質問に答えるのか。

< 藤本委員長 >

そうである。

< 西口委員 >

10年前に比べ改革が進み進歩しているが満足とは言えない。他市からの視察で議員間自由討議の成果を質問されることがある。実績がないことはないが、明確に答えることが難しいと感じている。議員の意見に議員が質問し突き詰めて整理し、市民に説明できる状況まで議論を深めるべきではないかと感じている。また、市民意見の反映という点も問われている。今後は参考人制度等を活用し意見を聞く場の設定が重要と感じる。審査時間があれば委員会で制度を活用し議論が深められる。委員会の運営は委員長において議事の終結を委員会に諮ることで行われておりそれでいいのではないか。また、全体会を活用し、議員全体の知見を活かすことも考えられる。来年度から委員会のインターネット録画配信を開始する。全国でも先進的な取り組みである。

< 藤本委員長 >

参考人制度の活用も常任委員会で対応できることである。本委員会でも専門家の意見を活用することも考えられる。

< 堤委員 >

常任委員会で参考人制度を活用できるのか。本特別委員会で参考人制度の活用を求める意見があったことを議運等に報告し、その場で検討すべし。議会改革推進特別委員長が参考人制度の活用の可否を判断し発言すべきでない。

< 藤本委員長 >

基本条例制定時に、参考人制度を活用できることは決定され、また議運でも決定されている。必要ならば常任委員会で参考人制度を活用し活発な議論に資されたい。今新たにそれを定めるのではない。

< 眞継委員 >

現在の委員会を満足かと問うた意味は、過去数年の議会の取り組みを否定しているわけではない。議会基本条例を最高規範と定めていることから、基本条例の理念を反映した議会運営でなければならない。定数・報酬の議論には必ず説明責任が伴う。説明は基本条例に基づき行われるものではないか。また、基本条例自体が今後進化する余地もある。酒井委員は第2条について疑義を呈した。そこを改正することで議会はどうか変わるのか、それは議会に必要なことか。会議は簡潔を良しと考えているが、単に簡略化されるべきものではない。その仕組みはどうか。それらの取り組みにより、定数・報酬が導かれるものとする。

< 堤委員 >

定数は議会において議論すべきと考える。しかし、報酬は議会で検討すべきもの

ではない。報酬は市長が設置する報酬審議会で検討されるものであり、以前からそうであった。本委員会で議論するにそぐわないと考える。

<藤本委員長>

定数・報酬の見直しが議題とされ、具体的な数値は棚上げにして、議会の体制と、基本条例に基づき、市民の要望を実現するために、必要な定数、報酬を議論している。地方自治法が改正され、定数及び報酬も議会において改正できることとなった。論拠をピシッと示し、議運なり全体会ではかっけていただくこととなる。

<堤委員>

定数は個々の議員の身分に関わることなので議会として決定しなくてはならない。しかし、報酬は議会で改正できるのか。

<藤本委員長>

事務局長の見解は。

<事務局長>

議員の報酬を議員が定めるとお手盛りとの批判があるのは当然である。そのために報酬審議会がある。しかし、審議会は市長の付属機関である。報酬条例案として議題となるので審議するのは議会。基本的な考え方は議会で定められるし、また定めるべきであろう。法的には問題ない。しかし、勝手に決めたとの批判を受けるとは避けるべきであろう。

<堤委員>

報酬を上げることも可能か。報酬は報酬審議会でなく議会が決定できるか。

<事務局長>

可能であり、そのようにすべき。

<馬場委員>

議運で会津若松市に視察し、議会が行う報酬の算定を学んだ。

<堤委員>

前期の議員が視察したのか。

<馬場委員>

本年4月のことである。議運委員に確認されたい。

<藤本委員長>

定数・報酬については議会で決定できることを確認し議論を進める。

基本条例第2条を具体的にどのように改正を加えるのか。

<酒井委員>

憲法の規定では議会は議事機関として設置される。しかし、基本条例では議事もまともにできていない状況であるにも関わらず、意思決定機関と規定していることに危うさを感じる。議事が適切になされているか問いたい。議事が適切であるように仕組みを整えるべき。個人の努力は当然であって、個人の努力だけでなく委員会として、委員構成に関わらず一定のレベルの議事が担保される仕組みを整備することが必要。それは各常任委員会の運営に任せるものではない。例えば議案に対して、その場の思い付きで質疑するだけでなく、普段から調査している必要がある。常任委員会の月例開催では不足している。委員会毎の取り組みでなく、議会全体として一定のレベルを維持するための仕組みをこの場で検討したい。

<藤本委員長>

常任委員会の月例開催は議会改革事項として決定している。また議案審査を行う常任委員会の別日開催も決定している。内容の活発化については各委員会の責任ではないのか。

< 堤委員 >

酒井委員の意見に一定理解できるが、議員はそれぞれ異なる考えを持っているのである。議案に対する理解、質疑の内容、議論の深さ等は了とするレベルが議員によって異なる。どの程度まで議論すべきと考えているのか。委員会の運営は委員長によって行われ、それらの状況を鑑み運営されていると考えるが。酒井委員の意見は具体的にどのようなことか。

< 酒井委員 >

当初から議会の会議のやり方に違和感があった。議案をその場で読み、一通り見て理解するためにはいけない。どのようなポイントで議論したいか予め明らかにし、必要な情報を収集して臨まなければならない。事前に委員同士が話し合う機会がない。突然理事者が来て、説明して、その都度話をする。気になった部分について後日資料を求めても、レターボックスに入れられて終わりである。後日提供された資料に基づき議論されることもない。このような会議の運営は全ての常任委員会に共通している。仕組みを変えることで改善できる。各委員長の努力ではなくやり方を変えることでうまくできるのではないか。豊富な知見を持っておられるはずである経験年数の長い委員の意見を聞きたい。

< 馬場委員 >

常任委員会の運営以前の問題である。議案は告示日に送付される。告示から開会まで1週間ある。当然に議員は全てに目を通し、事前に調査、問題点を確認し、準備すべきである。準備した後に本会議、委員会に臨むのである。自分の会派では所属委員会毎に分担して議案審議の準備を行っている。それらの事前準備を全て委員会で行うならば新たな仕組みを整理する必要があるだろう。しかし、議案審議の事前準備は会派等で行うべきものではないか。

< 酒井委員 >

定例会ごとに対応するのではなく、普段から調査等しておくべきである。月例開催では足りない。議案だけの勉強をして、それについてのみ話をすればいいとも思っていない。常任委員会毎に努力をするのであれば、午後からの委員会を取り組みたい。もういい。

< 藤本委員長 >

常任委員会毎での取り組みが第一義であると思われるが。

< 眞継委員 >

常任委員会は月例開催であるので月1回の開催である。基本条例に掲げる理念を実現するに月1回程度の開催頻度で足りるのかという視点である。基本条例の理念と月1回だけの開催という現状を同時に市民に提示した場合、納得されるであろうか。

< 藤本委員長 >

従前、月例開催はなくその点では大きな進歩である。開催回数は常任委員会毎の状況に応じて、必要ならば開催数を増やせばいいのではないか。

< 眞継委員 >

常任委員会毎の決定といわれればそれまでである。しかし、そのような状況が議会として、基本条例の理念を実現していることになるのか。

今後、定数・報酬の議論が進展してくる。会津若松市での算定方法や堤委員が主張する議員個人の活動もあろう。しかし、定数・報酬の論拠とするには足りないのではないか。月1回の開催で基本条例の理念が反映できていると強く主張できるのか。市民に説明できるためには、基本条例に掲げる理念を実現できているこ

とが必要であり、そこを突き詰めなければならない。

< 堤委員 >

議員は市全体を代表している。地域代表ではない。市民の声に如何に応えていくかが重要である。議会改革により質問時間が増えた、委員会審査が充実したといっても市民には届かない。基本条例の理念を説明しても市民は理解しにくい。それよりも議員個人の普段の活動が重要であり、またそれによって評価されるものである。議会の外で市民と交流して議会の動きを伝える、それこそが議会の活動を伝えることであり、ネット上で情報提供するだけは届かない。

今日の議論の論点はつかみにくい。委員長において整理が必要と感じている。

< 藤本委員長 >

定数・報酬の具体的な検討は一時留め、議会のあり方、役割を議論しようということになっている。論点が難しい面もあろう。眞継委員の意見では議員活動と議会活動は別とのこと、また、常任委員会の月例開催数は議会活動である。議員活動は365日である。常任委員会の月例開催回数は各常任委員会で決定することで本特別委員会で検討することではない。

< 眞継委員 >

議員活動と議会活動は区別している。堤委員の意見は議員活動の範疇であると考えているのでこの場で議論すべきではないと思う。常任委員会の月例開催が議会活動である。常任委員会毎に異なる状況でも構わないのか。

< 堤委員 >

構わないであろう。

< 馬場委員 >

回数の問題ではない。月例の趣旨は最低限月1回の開催を定めたものである。必要に応じて開催回数を増やすべき。議員活動と議会活動は一体ではないのか。過去の議会では一般質問者は少なかったが、議員は市民のもとへ足繁く通っていた。個人の価値観も含め、市民の中に入っていき働きをしていた。月例開催は最低限の取り組みを定めたもので、必要に応じ開催すべき。回数だけの議論にすべきではない。また、議員活動の発信においてはネットの活用も重要であろう。それらの活動を通じ議員は選挙の洗礼を経てその立場を得るのである。

< 眞継委員 >

回数だけの意見をしているのではない。常任委員会のあり方とは議会のあり方である。定数・報酬の議論をするために今の議論をしている訳である。現状でよしとするならば見直す必要がなくなってくる。今、議論をしないと定数・報酬を見直す理由がなくなってしまうのではないか。

< 堤委員 >

市民は議会、議員に何を期待しているのか。市民は議会組織全体に対する意見は持っていないのではないか。議員個人が評価される。議会改革度ランキングでいくら上位にあったとしても市民からはなんら評価されない。それよりも市民の暮らしに関わる福祉、道路、教育などの問題について、実際に課題を解決したり、状況を説明したりすることで市民から議会、議員の役割や仕事が理解されるのである。個人的には議員報酬についても減らす必要はないと市民に説明している。定数については検討すべきで、委員会の審査時間等をこまごまと議論しているべきではない。

< 藤本委員長 >

現在議論していることは、議会のあり方がこれでよいのか、委員会の設置状況等

の体制についてである。運営に関しては議運等に要望等を伝える。そのことに不備がないかということである。議員活動については個々の議員による。常任委員会を含め議会の体制についてこれでいいのか、それならどれだけの人数がいいのか、内容と人数は別個のもの、現状であっても人数を調整することは可能。増やす、減らすは論拠がないと勝手に改正できない。改正するならばそれなりの論拠を示す必要がある。その点を議論しなくてはならない。次回委員会ではそこへ議論をつなげていく。

今後、人口や常任委員会数に対する定数・報酬、社会経済状況などの様々な角度から議論し、算定方法を明確にし、本市の定数・報酬を本委員会として結論する。本委員会での結論は本委員会の要望であって、議運にもかける。仕組みの検討である。

< 堤委員 >

委員長の指摘は、次回委員会までに各委員が常任委員会のあり方を勉強することである。準備すべきもう一点はなにか。

< 藤本委員長 >

市議会旬報に定数・報酬にかかる全国の状況が掲載されている。これらも参考にして議論を進める。直ちに議論を始めることではないが十分勉強しておくことを求める。

< 酒井委員 >

定数・報酬は市民の理解を得るために議論するのか、議会がさらに働けるように議論しているのか。

< 藤本委員長 >

当然、議会が活発に活動できるためにである。

4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

次回委員会は11月19日(月)午後1時30分から開催する。

< 全員了承 >

5 その他

なし

散会 ~ 11:59